明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（文部科学・経済産業五）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一五三九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録、第三十二回（平成二十二年度）エネルギー管理士試験合格者関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　八

告示

○文部科学省・経済産業省告示第五号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十二年九月十三日

文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣　直嶋　正行

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号イ中「当該市町村が」の下に「いずれも」を加え、同項第九号イ中「又は原子力発電供用施設隣々接市町村としてそれぞれ算定して得たαのうち、高いものの三分の一に当たる金額と低いものの六分の一」を「として算定して得たαの三分の一に当たる金額と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得たαの五分の一」に改め、同号ホ中「を除く」を「に限る」に改め、同項に次の三号を加える。

十一　原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\iota$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ιは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たαに、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得たαの三分の一に当たる金額と原子力発電供用施設隣々接市町村としてそれぞれ算定して得たαの五分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、ιが、当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、ιは、そのαとする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\iota$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\iota$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。